海外年金基金レポート

第5回 = スウェーデン公的年金基金(AP-fonden) =

取締役 金融研究部 部長 前田 俊之 (03)3512-1885 tmaeda@nli-research.co.jp

さて、このシリーズの最終回は、スウェーデンの AP-fonden です。AP-fonden とは Allmänna Pensionsfonden(公的年金基金)を短縮したものです。しばしば AP1 とか AP2 という名称を耳にするこ とがあると思いますが、スウェーデンの年金制度の特長の一つは、制度の中に複数の基金が設けられ ている点です。一時期は先進的な取り組みとして日本でも注目を集めましたが、最近は事情が少し変 わってきているようです。

1. 制度の位置付け

(1) 公的年金制度の仕組み

これまで見てきたカルパース等の年金基金の役割は、主に公的年金制度の二階部分に当たるもので したが、今回の AP-fonden は、一階部分の積立金を運用する役割を担っています。しかもスウェーデ ンの公的年金制度1は、他の国々と比べて複雑な仕組みになっています。そこで、まずはその仕組みを 紹介したいと思います。

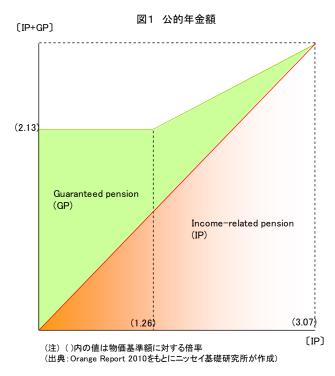
スウェーデンの公的年金制度を簡単に説明すれば、保険料を財源とする二種類の拠出型年金と、税 金を財源とする保証年金を組み合わせた制度だと言うことができます。もともと同国の公的年金制度 は、定額部分と所得比例部分からなる二階建て方式となっていました。しかし急速に進む国民の高齢 化や経済の低迷という深刻な事態を前に、国を挙げて制度の改革に取り組んだ結果、2001年から現在 の方式が本格的にスタートしました。この新しい制度の特長として挙げるべき点は、公的年金には珍 しく所得比例の拠出型年金だと言うことです。

そこで、まず拠出型年金の仕組みについて少し詳しく見てみましょう。この制度の中で基本となる のは、NDC(Notional Defined Contribution)と呼ばれるものです。NDC の特長は、負担した保険料と 利息が個人の勘定に記録され、その勘定残高と年金支給開始時の平均余命によって実際に支給される 年金の水準が決まるという点です。この制度の下では、平均余命を全うすれば負担した保険料が確実 に戻ってきます。この制度がユニークなのは、その名称にも使われているように、個人の勘定があく

までも "Notional" なもの、すなわち概念上の仕組みだということです。

拠出型年金には NDC と別に FDC(Financial Defined Contribution)と呼ばれるものがあります。こ ちらは一般的に言うところの拠出型年金で、それぞれ個人が民間の投資ファンドの中から対象を5種 類まで選び、自らの判断で運用することができます。現在、投資対象となるファンドは株式等約800 本用意されています。このような仕組みを導入した狙いは、NDCと FDC を組み合わせることによって、 年金資産の安定的な成長を図ることのようです。この NDC と FDC の保険料は合計で 18.5%ですので、 ほぼ日本の厚生年金保険料と同じ水準と言えます。この18.5%という料率は、将来とも一定に保たれ、 そのうち 16%が NDC に、2.5%が FDC に充てられることになっています。

そしてこの拠出型年金の弱点を補う役割を果た すのが、GP(Guaranteed Pension)と呼ばれる保証 年金です。既に述べた二つの拠出型年金を元に受 け取る公的年金(IP: Income related pension)の 額が一定の水準を下回る場合に、この GP が支給さ れます。その際、一定の水準を決めるのに重要な 役割を果たすのが、物価基準額(Price related base amounts)という数値です。IP で受け取るこ とのできる年金額が物価基準額の 1.26 倍を下回 る場合には、受け取る年金額の合計が物価基準額 の 2.13 倍になるように GP が支給されます。 さら に IP の年金額が物価基準額の 1.26 倍から 3.07 倍の間になる場合には、GP が一定の計算式に基づ いて追加支給されます(図1)。



(2) 自動調節機能

このように、スウェーデンの公的年金制度は非常によく設計された仕組みですが、そこには一つ弱 点があります。それは NDC では個人の勘定残高がはっきりしている一方で、実際に現役世代の払い込 んだ保険料が、賦課方式によって給付に回る点です。もし、人口動態や運用成果が大きく変化した場 合、この仕組みを長期にわたって維持してゆくのは決して簡単ではありません。しかも保険料率は固 定方式と決まっています。

そこで、将来の環境変化に対する備えとして導入されたのが、NDC のバランスシートによる管理と 自動財政均衡メカニズムです。バランスシートの左側には将来の保険料収入と積立金の合計、そして 右側には将来の年金給付額の合計(年金債務)が並んでいます。このバランスシートを元に、自動財政 均衡メカニズムが働きます。仮に、右側の年金債務が左側の合計額を上回った時には、このメカニズ ムが働いて個人勘定への利息や年金額の減額等の調整が行われます。この調整によって年金債務額が

減り、制度の安定性を保つ仕組みになっているわけです。実際リーマンショックの影響を受けて、2010 年からこの自動財政均衡メカニズムが働くこととなりました。

2. 資産運用の特長

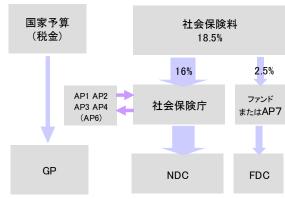
(1) AP1 から AP7 まで

このように複雑な仕組みの中で AP-fonden が果たす役割は何でしょうか。これまでに触れたように、 NDC、FDC、GP と三つある年金のうち AP-fonden が関係するのは NDC です。FDC は各個人が選んだ投資 ファンドでの運用、GP は税金によって賄われるのに対して、NDC では過去に蓄積した分と、各年度に 加入者が負担する保険料と給付に回す資金の差額を加えた額が積立金としてあり、これが AP-fonden の運用対象額となります。この積立金が新しい制度全体のクッション役になるため、AP-fonden の運 用する積立金はバッファーファンドとも呼ばれます。

さて、冒頭で触れたようにスウェーデンの年金制度の特長は、その資金を運用する基金数の多さで す。現在は AP1 から AP4、AP6 そして AP7 の計 6 基金が存在します。このような数に至ったのは、スウ ェーデンの年金制度の歴史と関係があります。

スウェーデンでは1922年に老齢年金制度が作られ、 徐々に制度の充実が図られました。1960年には基礎年 金に加えて付加年金が導入され、同時に三つの基金(第 一、第二、第三)が設置されました。その後 1974 年に 第四、1988 年に第五、1996 年に第六と 1998 年に第七 と増えました。そして現在の制度が導入される直前の 2000年に、それぞれが AP1 から AP7 という名称に変わ るとともに、機能の再編が行われました2。なお、第五 基金は新制度移行時に廃止されていますので、現在は 六つの AP-fonden が存在します。

図2 スウェーデンの公的年金制度



(AP4のアニュアルレホ°ート2012より)

この六つの AP-fonden のうち、AP6 は非継続となった年金制度の資金、AP7 は FDC の資金を管理しま す³。従って、残る AP1 から AP4 が拠出型年金(NDC)の積立金を運用するという点で重要な役割を担っ ていることになります。これまでの内容を分かりやすくしたものが図2になります。

(2) AP-fonden の統合を巡る動き

AP1 から AP4 という四つの年金基金の運用内容はどのようになっているのでしょうか。図3は2012 年末における各基金の資産構成等を比較したものです。資産構成については、なんとなく似通ってい る感じがします。一方運用成績についても、AP1 を除けばやはり似ているという印象が残ります。し かも、AP1 から AP4 を合わせてもその資産額は14兆円ですし、一つあたりの額は4兆円弱です。これ までシリーズで見てきた他の年金基金と比べると、その規模は小ぶりです。 しかも今から 2040 年頃ま での間は年金支給額が保険料収入を 10%程度上回る状態が続くと予想されています。この予想が正し

ければ、AP-fondenの資産の取り崩しが必要となります。

図3-1 AP-fondenの資産構成(2012年末)

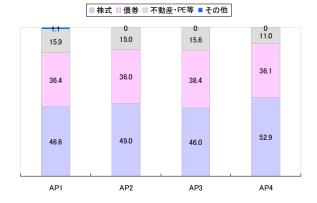


図3-2 AP-fondenの運用成績 (経費控除後)						
	2008	2009	2010	2011	2012	
AP1	-50.0	34.6	20.5	-4.3	24.0	
AP2	-24.0	20.6	11.2	-1.9	13.5	
AP3	-19.8	16.3	9.0	-2.5	10.7	
AP4	-21.0	21.5	10.9	-0.7	11.2	
(AP1~AP4のアニュアルレポート2012より)						

実は、こうした AP-fonden の在り方に関する問題意識は、スウェーデン国内では以前からくすぶっ ています。例えば、2009 年には財務省諮問機関である ESO(Expert Group on Public Economics)が AP-fonden の統合を提言しています。この提言によれば、四基金を統合することによって、10億クロ ーナ(約150億円)の経費節約が可能とのことでした。しかし、この提言は翌年の2010年9月に選挙を 控えていたことから、政策として実現しませんでした。

さらに 2011 年には、政府が年金の運用について諮問を行い、2012 年 8 月に報告書が提出されてい ます。その中ではAP-fondenの規模に関して次のような記述をしています。

『現状のような複数の AP-fonden を持つ構造は、運用体制、IT 投資、管理コストなどが四重に 掛かる形となっている。もし、こうした重複機能を統合すれば、相当な額の経費節約になるととも に、専門人材など重要な資源の有効活用に繋がる』

これに対して、AP-fondenからはコメントが出されています。例えば、AP1は数多くの諮問の指摘を 受け入れる一方で、「複数の基金が運営することの是非は、他の問題(例えば基金の独立性の確保)と比 べれば、さほど重要な問題ではない」との意見を2012年のアニュアルレポートの中で述べています。

また、AP2 の論調はさらに激しく、CEO がアニュアルレポー トの中で「このような欠陥だらけ(flawed)の報告書に振り 回されるのは残念だ」とまで書いています。と言うことで、 この件についてはまだ決着を見ていないようですが、それ ぞれの基金の組織規模や構成(図4)を見ると、経営効率化 のためには、AP-fonden の統合が必要だという声は今後も 続きそうな気がしますっ。

図4 各AP-fondenの組織陣容 (2012年12月末現在) (人) AP1 AP2 AP3 AP4 合計 職員数 60 56 49 212 うち経営陣 理事会メンバー 36 248

(AP1~AP4のアニュアルレホ[°]ート2012より)

(3) 運用方針にみる変化

先に四つの AP-fonden の資産構成が似通っていると書きましたが、その理由の一つに今の制度の在

り方を定めた年金法(The Sweedish National Pension Act)の存在があります。AP1 から AP4 の投資は、 次のようなルールに沿って行う必要があります。

- ・投資対象は、上場あるいは売買可能なものに限る
- ・資産の30%以上をリスクの低い債券に投資する
- ・ 為替リスクは資産の 40%までとする
- ・上場会社の議決権は10%までとする
- ・スウェーデン企業の株式については、時価総額の2%以内とする (但し、議決権を有しない場合は対象外)
- ・非上場資産への投資は、ファンド等を通じるものとし資産の5%を上限とする (但し、不動産投資は5%規制の対象外)

(年金法より抜粋)

こうしたルールがあるため、図3で見たように AP1 から AP4 の 資産構成をみると国内外の上場株式が 50%前後、同様に国内外の 債券が40%弱、そして残る10~15%を不動産等が占めています。こ れまで見てきた他の国の年金基金で盛んに行われている未公開株 式(PE)投資も3~5%の水準にとどまっています(図5)。

図5 AP-fondenのPE投資比率 (2012年12月末現在)

	PE比率	
AP1	3.2%	
AP2	3.9%	
AP3	4.9%	
AP4	3.2%	

(AP1~AP4のアニュアルレホート2012より)

しかし、こうした制約の中でも新たな工夫を加えようという姿勢も窺えます。例えば、AP1ではNEW INVESTMENT と称して農業関連への投資を拡大しています。2012 年末時点でオーストラリアに 15、ニ ュージーランドに10の投資先を保有しています。オーストラリアは主に穀物・肉・羊毛・乳製品、ニ ュージーランドでは乳製品といった構成になっています。同様に AP2 では森林・農地投資を展開して います。特に米国のTIAA-CREF(Teachers Insurance and Annuity Association of America-College Retirement Equities Fund) と共同で、オーストラリア、ブラジル、米国への投資を拡大しているよう です。また、AP3 は PE の比率を高め、AP4 では北欧の中小企業に対する投資を積極化しています。

このように工夫を重ねる一方で、積極的な投資スタンスに伴う問題も出てきているようです。例え ば、AP2の例として紹介したTIAA-CREFとの共同投資については、以下のようなメディアの批判も見 られます。世界への投資を展開するに際して、注意すべき点かもしれません。

『AP2 は 2011 年 TIAA-CREF と共同で、Global-Agriculture を設立し、これまで米国など に 180 億円程度の投資を行ってきた。しかし、そうした投資の中にあるブラジルの投資先では、 農薬の多用、劣悪な労働条件、自然環境の破壊等で問題になっている企業が関与しているものが多 数ある。投資にあたって AP2 が十分な事前調査を行った形跡は無い。』

([Swed Watch] 2013.4.16)

3. 何を学ぶことができるか

これまでのレポートと同様に、二つの視点で AP-fonden から何を学べるか考えてみます。一つは効

率的な運用、もう一つは成長戦略の手段という視点です。

まず、効率的な運用という点で、AP-fonden から学べる点は、これまでの整理からも明らかだと思 います。現在の AP-fonden の組織が設計された当時と比べると、世界の年金基金の置かれた環境は大 きく変化しました。2000年頃には巨大と思われていた各AP-fondenも、今日のスケールで見ると小ぶ りです。他方で、カナダの CPPIB やノルウェーの GPFG のように、数百人単位の専門家集団が出てきて います。そうした組織が必要とされる背景には、資産規模の拡大の他に経済のグローバル化や多様な 投資機会にキャッチアップしてゆく必要があったからだと言えます。2009年、そして昨年提出された 報告書もこの点を指摘している訳です。環境の変化に対応する組織の柔軟性が大切だということだと 思います。

さて、次に成長戦略という視点についてです。これまでの本文中で触れる機会がありませんでした が、日本でも有名なボルボ(VOLVO)社が経営的に困難な時期には、当時の首相から AP-fonden が協力し てボルボ社の株式を大量に保有できないかという打診もあったそうです。しかし先に触れたように、 スウェーデンの年金法は国内企業の株式は 2%を上限と定めており、この打診は実現しませんでした。 その後、ボルボ社は1999年に乗用車部門を米国のフォードモーター社に譲渡することになり、さらに 2010 年には中国のジーリー・ホールディングスグループに譲渡されました。また、サーブ (SAAB) 社の 乗用車部門も同じように譲渡が繰り返され、2011年には破産をしています。年金資金が経済成長に貢 献するよう期待したいと思いますが、こうした事例から得る教訓もあるのではないでしょうか。投資 案件を見極める力が問われます。

さて、5回続けて海外の代表的な公的年金基金を紹介しましたが、多少でも参考になったでしょう か。次回からは、これまでに紹介した年金基金を様々な角度から比較して、日本でも参考にできるこ とがないかを考えてみたいと思います。

次回は11月下旬に掲載する予定です。

¹ 「欧米諸国の年金事情 第2回スウェーデン編」(「保険・年金フォーカス」2012.9.18, http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2012/focus120918.pdf)

² AP-fonden の歴史の詳細については以下のレポートを参照されたい

⁽瀧俊雄「スウェーデン公的年金のカ・バ・ナンス」『資本市場クォータリー, 2007 Autumn』, 野村資本市場研究所)

³ FDC では約800種類のファンドが用意されているが、そうしたファンドを選択しない場合には2.5%の保険料はAP7で管理・運用される

^{4 2011} 年社会保険庁は2038 年の時点で AP-fonden の資産が現在の価値に換算して7,000 億加ー礼約 11 兆円)程度まで減少するとの予測を出した。 翌年 2012 年に同じく 2038 年の時点で同 1 兆 6,000 億クローネ(26 兆円)まで増えるという予測に変更している。 こうした予測は大きく振れる傾向がある

⁵ ESO は経営問題の他にも以下の理由から、AP-fonden の統合を提言しているとのこと(2012.7.27 「第7回社会保障審議会年金部会」資料)

①この 10 年の金融市場の発展により、四つの基金の運用資産の合計額が大きすぎるということはなくなった

②各基金が横並び行動をとったとみられ、四つの基金の資産構成割合に大きな違いがなくなり、リスク分散効果が得られなかった。

③四つの基金の競争の結果、運用成績が改善したようには見られない

⁶ The AP funds in the pension system—more effective management of the pension reserve (『SOU 2012:53』, 2012.8 月)

⁷ 2012 年 OECD がスウェーデンの年金制度について報告書を作成している。AP-fonden の統合については政府の判断に委ねるとしつつも、他に規模の 大きな年金基金の活動状況を見る限り、規模の大きさが障害になるとは考えにくいと指摘している (Review of the Swedish National Pension Funds, OECD)